

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
「いくたびプラス」規定 1～5 （省略） 6．（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> (2)～(5) （省略） 7～14 （省略） 15.（規定の変更等） (1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> (2) 前項<u>によるこの規定</u>の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、</u>公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>(令和2年4月1日現在)</u>	「いくたびプラス」規定 1～5 （同左） 6．（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u> (2)～(5) （同左） 7～14 （同左） 15.（規定の変更等） (1) <u>(追加)</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) 前項<u>(追加)</u>の変更は、<u>(追加)</u>公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>(平成29年12月29日現在)</u>